

平成 21 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 丸 山 製 作 所  
代 表 者 取締役社長 内 山 治 男  
(コード番号 6316 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 人事総務部長 益 満 章  
TEL 03 (3252) 2271

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 12 月 18 日開催予定の第 74 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

平成 21 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が施行され、上場株式について「株券の電子化」が実施されました。これに伴い、「株券」、「実質株主」、「実質株主名簿」等に関する規定を削除するなど、所要の変更を行なうものです。なお、「株券喪失登録簿」に関しては平成 22 年 1 月 5 日を有効期限とする附則を設けております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変 更 案)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式 (株券の発行) 第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	第 2 章 株 式 《 削 除 》
(単元株式数) 第 9 条 《条文省略》	(単元株式数) 第 8 条 《現行どおり》
(単元未満株券の不発行) 第 10 条 <u>当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	《 削 除 》

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 11 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li> <li>2 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</li> <li>3 株主の有する株式に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 《現行どおり》</li> <li>2 《現行どおり》</li> <li>3 《現行どおり》</li> </ol>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</li> <li>③ 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</li> </ol>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 《現行どおり》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② 《現行どおり》</li> <li>③ 当社の株主名簿ならびに新株予約権原簿の作成、備置きおよびその他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</li> </ol>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 13 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続および手数料については、取締役会が定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。</p>
<p>第 14 条～第 43 条 《条文省略》</p>	<p>《以下、条数を繰り上げる》</p> <p>第 12 条～第 41 条 《現行どおり》</p>

現 行 定 款	変 更 案
《 新 設 》	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年12月18日

定款変更の効力発生日

平成21年12月18日

以上